

# 募 集 要 項

## 1.助成対象となる事業

### ①地域における資源、伝統、文化等の保全、継承、活用を基本とした地域の活動

参考例) ・地域の自然保護活動、歴史文化活動

- ・学校法人が課外活動として行う地域交流、地域調査等の活動
- ・地域循環圏の活用、広域連携活動

### ②地域に根ざした食やエネルギーに関わる活動

参考例) ・地域の農林水産業や食を通じた地域振興に関する活動

(例えばフードバンク活動、子供食堂等も含む)

- ・地域における再生可能エネルギーを活用した活動
- ・地域のSDGs等への取組み

## 2.申請期間

Web申請のみ：2026年7月1日～2026年8月31日 17:00までに登録完了してください。

## 3.申請方法

インターネット回線を利用し、当財団ホームページの「助成事業登録フォーム」に必要事項及び申請内容の概略を記入した上、下記書類と共に送信してください。

① 申請書（当財団ホームページ上から書式をダウンロードし、PDFに変換してください。

また、助成対象分野の番号を、指定箇所には必ず明記してください。）

② 事業計画書 ※2026年度

③ 予算書 ※2026年度

④ 決算報告書 ※2025年度（設立初年度の団体は不要）

⑤ 事業報告書 ※2025年度

（設立初年度の団体は不要。ただし、実績報告の書面を提出してください。）

## 4.助成金額

総額 400 万円（1 件あたりの助成金額の上限は 100 万円）

※申請額を限度額に近づける必要はありません。必要な金額を申請してください。

※審査の結果、申請額から減額のうち助成する場合があります。

## 5.助成期間

**助成金交付日～2027年12月31日 支払等、全ての手続きを完了してください。**

## 6.申請資格

NPO法人、学校法人等の法人格を有する非営利法人であること。

## 7.助成対象となる費用

当財団の助成金は、申請する事業の遂行に必要な不可欠な費用に対してのみ使用してください。

**詳細については、「助成金取扱規則」を参照してください。**（別表1に該当する費用の申請は、  
選考の対象外とします）

## 8.助成対象者の義務等

(1).助成金取扱規則の遵守（※必須）

(2).事業成果報告書及び収支報告書の提出（**※必須/Web申請のみ、メール・郵便等は不可**）

「助成事業ページ」内の様式に従い、必要事項を必ず記入の上、PDFへ変換して提出してください。

**収支報告書には、領収書を必ず添付してください（料金振込をもって受領等の契約がある場合  
に関しても、領収書を取得してください）。**

・提出期間

**2028年1月1日～2028年1月20日 17:00までに完了してください。**

**提出期間前の「事業成果報告書」の提出は容認しておりません。**

**必ず1年間活動した後に「事業報告書」をまとめ、提出ください。**

(3).成果物等の提出（**※該当する場合/Web申請のみ、メール・郵便等は不可**）

実施した事業の成果物（当財団への報告書とは別に独自で作成した会誌・報告書等）がある場合には、これを提出してください。

なお、当財団からの助成金を受けて実施した事業においては、その旨を明記してください。

(4).助成者代表成果発表会への出席（※当財団からの打診があった場合）

助成者代表成果発表会（2028年10月頃、東京都内）への出席。

（なお、指定する会場への旅費（交通費・宿泊費、但し日当は除く）往復分に関しては、当財団が負担します。）

(5).訪問受入（※当財団からの打診があった場合）

当財団の今後の助成事業発展のため、貴団体を訪問させていただく場合には、これの受け入れ。

- ※1 (2)の事業成果報告書(収支報告は除く)(4) 助成者代表成果発表会での様子及び(5)の訪問結果は、当財団のホームページで公開します。
- なお、(3)で提出頂いた成果物等に関しても当財団ホームページで公開させていただく予定ですが、個人情報等の問題がある場合には、申し出により公開を差し控えます。
- ※2 未使用の助成金がある場合や、事前の届け出無しに申請時の用途と大きく異なる支出を行った場合、報告書の提出義務等に違反した場合には、助成金の一部、または全額返還を求めています。申請に際しては、「助成金取扱規則」を熟読の上、助成金受領後も同規則を遵守してください。
- ※3 助成金振込前の物品購入等は、容認しておりません。  
振込前に購入した場合は、返金を求めています。

## 9.選考手続

- 募集 : 2026年7月1日～2026年8月31日 17:00まで (Web申請のみとします)
- 選考 : 2026年10月中  
※地域振興助成選考委員会が「地域振興助成申請書」に基づいて審査、選考します
- 承認 : 2026年12月中の理事会
- 交付 : 理事会の承認、事務手続き終了後の振込となります

## 10.その他

- ①助成期間中、申請内容に変更があった場合には、遅滞なく当財団までご連絡ください。
- ②当サイトからのメールは「houonkai@mayekawa.org」で送信いたします。  
「houonkai@mayekawa.org」からのメールを必ず受信できるように、予め設定をお願いいたします。  
期日迄にご連絡がない場合は、採択が取消となる場合もあります。
- ③申請書は、最新版をダウンロードの上ご使用ください。  
旧タイプの申請書は申請を受け付けませんので、ご注意ください。

以上